

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対する意見募集の結果概要及び検討会の考え方(案)**1. 実施期間**

平成25年8月8日(水)～平成25年8月23日(金)

2. 意見提出者(提出順) (94者)

- 【電気通信事業者】(12者) 東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、西日本電信電話(株)、KDDI(株)、(株)ケイ・オプティコム、ソフトバンクモバイル(株)・ソフトバンクテレコム(株)・ソフトバンクBB(株)※、Wireless City Planning(株)、エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム(株)、(株)ウィルコム、スカパーJSAT(株)、イー・アクセス(株)、(株)STNet
- ※ 3社連名で提出(1者とカウント)
- 【放送事業者】(63者) (株)テレビ朝日、(株)ニッポン放送、(株)和歌山放送、名古屋テレビ放送(株)、(株)テレビ金沢、山陽放送(株)、(株)福岡放送、(株)テレビ北海道、日本放送協会、朝日放送(株)、(株)福島中央テレビ、青森放送(株)、(株)秋田放送、(株)テレビ信州、日本海テレビジョン放送(株)、日本テレビ放送網(株)、北海道放送(株)、(株)静岡第一テレビ、(株)フジテレビジョン、(株)鹿児島讀賣テレビ、南海放送(株)、北日本放送(株)、広島テレビ放送(株)、東北放送(株)、(株)新潟放送、中京テレビ放送(株)、山形放送(株)、福井放送(株)、札幌テレビ放送(株)、四国放送(株)、RKB毎日放送(株)、讀賣テレビ放送(株)、関西テレビ放送(株)、(株)東京放送ホールディングス、東海テレビ放送(株)、(株)テレビ西日本、テレビ愛知(株)、山口放送(株)、(株)TBSラジオ&コミュニケーションズ、(株)毎日放送、日本テレビネットワーク協議会(NNS)ラジオ部会、(株)山陰放送、(株)中国放送、(株)熊本県民テレビ、西日本放送(株)、福島テレビ(株)、(株)CBCラジオ、(株)ラジオ福島、北海道文化放送(株)、(株)FM802、中部日本放送(株)、北海道テレビ放送(株)、(株)山梨放送、(株)テレビ新潟放送網、(株)文化放送、(株)長崎国際テレビ、(株)エフエム東京、(株)テレビ岩手、(株)テレビ東京、(株)エフエム大阪、(株)ジャパン・モバイルキャスティング、(株)テレビ大分、(株)mmbi
- 【メーカー】(2者) クアルコムジャパン(株)、モトローラ・ソリューションズ(株)
- 【その他】(12者) 高知県、岡山移動無線協会、和歌山県、愛媛県、兵庫県、(一社)日本民間放送連盟、静岡県、九州電力(株)、宮城県、(一社)情報通信ネットワーク産業協会、トヨタ自動車(株)、徳島県
- 【個人】(4者) 【匿名】(1者)

3. 提出された御意見の概要及び検討会の考え方(案)

別紙のとおり。

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された意見の概要と検討会の考え方(案)

番号	項目				提出された御意見	御意見に対する考え方(案)	意見提出者
	章	大項目	中項目	小項目			
1	第2章 電波利用共益事務の在り方	(1)歳出規模の在り方			各年度の歳入予算額と歳出予算額の関係は一致させるべき。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。	テレビ朝日、名古屋テレビ放送、テレビ金沢、福岡放送、テレビ北海道、朝日放送、福島中央テレビ、青森放送、秋田放送、テレビ信州、日本海テレビジョン放送、日本テレビ放送網、北海道放送、静岡第一テレビ、日本民間放送連盟、東日本電信電話、鹿児島讀賣テレビ、広島テレビ放送、中京テレビ放送、山形放送、札幌テレビ放送、四国放送、西日本電信電話、讀賣テレビ放送、関西テレビ放送、熊本県民テレビ、福島テレビ、テレビ新潟放送網、テレビ岩手、テレビ東京、テレビ大分
2	第2章 電波利用共益事務の在り方	(1)歳出規模の在り方			電波利用共益事務のさらなる効率化や必要性の検証を徹底するなど歳入・歳出の規模は抑制あるいは抑制的にすべき。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。	テレビ朝日、個人(7)、名古屋テレビ放送、テレビ金沢、福岡放送、朝日放送、福島中央テレビ、青森放送、秋田放送、テレビ信州、日本海テレビジョン放送、日本テレビ放送網、北海道放送、静岡第一テレビ、フジテレビジョン、日本民間放送連盟、東日本電信電話、鹿児島讀賣テレビ、北日本放送、広島テレビ放送、新潟放送、中京テレビ放送、山形放送、札幌テレビ放送、NTTドコモ、四国放送、西日本電信電話、RKB毎日放送、讀賣テレビ放送、関西テレビ放送、東京放送ホールディングス、テレビ西日本、テレビ愛知、毎日放送、山陰放送、KDDI、熊本県民テレビ、西日本放送、福島テレビ、ケイ・オプティコム、中部日本放送、山梨放送、テレビ新潟放送網、長崎国際テレビ、スカパーJSAT、テレビ岩手、テレビ東京、エフエム大阪、テレビ大分
3	第2章 電波利用共益事務の在り方	(1)歳出規模の在り方			地上テレビ放送の使用する周波数帯域は2011年7月以前の370MHzから段階的に減少し、現在は240MHzとなっており、今回の見直しにあたっては、地上テレビ放送が使用する周波数帯域が減少したことを踏まえ、地上テレビ放送の負担額を低減する方向で検討するよう要望。	電波利用料制度は、電波利用共益事務に要する費用をその受益者である無線局免許人の皆さまに公平に負担頂く制度であり、使用する周波数帯域の減少が即ち直接負担額の低減につながるものではありません。具体的な負担額は、今後、総務省において検討されるものですが、本検討会としては、その際には、本検討会報告書を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることを期待しています。	テレビ朝日、名古屋テレビ放送、テレビ金沢、福岡放送、福島中央テレビ、青森放送、秋田放送、日本テレビ放送網、北海道放送、フジテレビジョン、日本民間放送連盟、鹿児島讀賣テレビ、新潟放送、RKB毎日放送、関西テレビ放送、東京放送ホールディングス、テレビ愛知、毎日放送、山陰放送、熊本県民テレビ、西日本放送、福島テレビ、北海道文化放送、テレビ新潟放送網、長崎国際テレビ、テレビ大分

番号	項目				提出された御意見	御意見に対する考え方(案)	意見提出者
	章	大項目	中項目	小項目			
4	第2章 電波利用共益事務の在り方	(1)歳出規模の在り方			研究開発に関わる歳出について、電波を有効活用する技術にはビジネスとして大きな可能性があるのだから、利益を求めている研究開発であれば、企業が自らリスクを負い費用も負担すべき。	電波を有効活用する技術の研究開発は、電波の共用可能性等実証段階になるまで、その実用化については確認できないこと等の要因により、リスクが大きい分野であるため、国が実施する必要があります。 一方、研究開発の成果の実用化に向けた応用研究や事業化等の民間が利益を求めることを目的とした研究開発については、民間において実施することが適当であると考えます。	個人(7)
5	第2章 電波利用共益事務の在り方	(1)歳出規模の在り方			際限なく使途を追加していくべきではない。	使途の見直しの検討を行う場合にあっては、無線局全体の受益を直接の目的とした電波利用共益事務として真にふさわしいものであるかどうか、また、公共性等の観点から、無線局免許人の理解を得られるかどうか、厳正に検討することが必要であると考えます。	個人(7)
6	第2章 電波利用共益事務の在り方	(1)歳出規模の在り方			歳出は、電波利用共益目的以外の使途に充当してはならない。	電波法に、「電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務」として使途は限定列挙されているところです。	名古屋テレビ放送
7	第2章 電波利用共益事務の在り方	(1)歳出規模の在り方			歳出規模については、特性係数の見直し等に伴う負担調整によって放送事業者の負担が増えないよう、その規模自体を見直すよう要望する。	次期の歳出規模については、その他の共益事務も含め、次期に実施する共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底することを前提として、その規模を検討することが必要であると考えています。	日本放送協会
8	第2章 電波利用共益事務の在り方	(1)歳出規模の在り方			地デジ対策費の歳出も3年後には終了する予定であり、次々期の料額算定に当たってはこの点も十分に考慮することを要望。	次期においては、これまでの地デジ対策の国庫債務負担行為による歳出が引き続きこれまでと同規模程度見込まれるものであり、次々期においても歳出が全くないものではありませんが、いずれにしてもその歳出規模については、効率化や必要性の検証をした上で検討されることが望ましいと考えます。	静岡第一テレビ
9	第2章 電波利用共益事務の在り方	(1)歳出規模の在り方			規模の検討にあたっては、あらかじめ上限を設定するなどして総額を抑制する必要がある。	歳出規模について、電波利用料が、電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用を、その受益者である無線局免許人が公平に負担するものであるという現行制度の趣旨を十分に踏まえ、実施する共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底することを前提として、検討すべきものであると考えます。	フジテレビジョン

番号	項目				提出された御意見	御意見に対する考え方(案)	意見提出者
	章	大項目	中項目	小項目			
10	第2章 電波利用共益事務の在り方	(1)歳出規模の在り方			今回の見直しにおいて、これまで大きな歳出比率を占めていた地上デジタル放送総合対策の低減が予想され、歳出規模も縮小に移行すると思われる、また地上テレビ放送が使用する周波数帯域が減少したことも踏まえると、地上テレビ放送の負担額を低減するよう要望。	具体的な負担額は、今後、総務省において検討されるものですが、本検討会としては、その際には、本検討会報告書を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることを期待しています。歳出規模について、電波利用料が、電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用を、その受益者である無線局免許人が公平に負担するものであるという現行制度の趣旨を十分に踏まえ、実施する共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底することを前提として、検討すべきものであると考えます。	福井放送
11	第2章 電波利用共益事務の在り方	(1)歳出規模の在り方			予算策定の際には、共益事務の更なる効率化必要性の検証を徹底することを前提として、歳出規模が検討されているか、免許人や広く国民に対して示されるよう希望。	総務省における今後の検討においては、無線局免許人等の理解を得ながら検討されるべきと考えます。	KDDI
12	第2章 電波利用共益事務の在り方	(1)歳出規模の在り方			「電波利用料制度の在り方については、そのような状況に適切に対応するよう共益事務の必要性の検証や効率化について不断の見直しを行うことが必要」とする考え方に賛同。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。	ケイ・オプティコム
13	第2章 電波利用共益事務の在り方	(1)歳出規模の在り方			電波利用料用途の必要性の検証や効率化について、現在の取組内容やその実効性が国民および無線局免許人全体に広く知られていない状況にあると考えられることから、一層の透明性を確保するため、公開の場で第三者による検証を実施することが望ましい。	本検討会は、電波利用料制度の見直しにあたって、無線局免許人等の理解を得ながら見直しの方向性を取りまとめるため、有識者により公開の場で議論を行ってきたものです。	ケイ・オプティコム
14	第2章 電波利用共益事務の在り方	(2)電波利用共益事務の在り方			ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備等に対する財政支援の実現のため、(電波利用料財源も含めた)国費による支援を希望する。	頂いた御意見も踏まえ、今後、関係者においてさらに検討されることが必要と考えます。	ニッポン放送、和歌山放送、高知県、山陽放送、朝日放送、和歌山県、青森放送、秋田放送、日本テレビ放送網、兵庫県、北海道放送、フジテレビジョン、日本民間放送連盟、鹿児島讀賣テレビ、南海放送、東北放送、山形放送、札幌テレビ放送、四国放送、RKB毎日放送、東京放送ホールディングス、山口放送、TBSラジオ&コミュニケーションズ、毎日放送、日本テレビネットワーク協議会(NNS)ラジオ部会、山陰放送、中国放送、CBCラジオ、ラジオ福島、北海道文化放送、山梨放送、文化放送、エフエム大阪
15	第2章 電波利用共益事務の在り方	(2)電波利用共益事務の在り方			(ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備等に関して)電波利用料の活用については、本報告書案の提言を踏まえ、歳出規模の拡大につながらないよう配慮が必要。	頂いた御意見も踏まえ、今後、関係者においてさらに検討されることが必要と考えます。	テレビ金沢、山陽放送、青森放送、テレビ信州、日本テレビ放送網、フジテレビジョン、日本民間放送連盟、鹿児島讀賣テレビ、南海放送、広島テレビ放送、東北放送、山形放送、札幌テレビ放送、四国放送、RKB毎日放送、東京放送ホールディングス、テレビ西日本、山口放送、日本テレビネットワーク協議会(NNS)ラジオ部会、山陰放送、西日本放送、福島テレビ、ラジオ福島、北海道文化放送、山梨放送、テレビ新潟放送網

番号	項目				提出された御意見	御意見に対する考え方(案)	意見提出者
	章	大項目	中項目	小項目			
16	第2章 電波利用共益事務の在り方	(2)電波利用共益事務の在り方			ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備に対する電波利用料の活用については本来の用途、目的に照らし合わせて慎重な検討が必要。	頂いた御意見も踏まえ、今後、関係者においてさらに検討されることが必要と考えます。	秋田放送
17	第2章 電波利用共益事務の在り方	(2)電波利用共益事務の在り方			ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備等に対して、電波利用料財源による支援を希望する。	頂いた御意見も踏まえ、今後、関係者においてさらに検討されることが必要と考えます。	愛媛県、匿名、静岡県、宮城県、FM802、徳島県
18	第2章 電波利用共益事務の在り方	(2)電波利用共益事務の在り方			現在の電波環境において、情報伝達手段としてAMラジオが適正かどうか、十分な検討が必要。また、財政支援措置の財源が一般財源か電波利用料財源かは行政当局の判断によるものとする。本報告書で提言された課題は妥当。	頂いた御意見も踏まえ、今後、関係者においてさらに検討されることが必要と考えます。	静岡第一テレビ
19	第2章 電波利用共益事務の在り方	(2)電波利用共益事務の在り方			AM放送の難聴対策や災害対応のためのFM波の利用についてはAM放送がFMとのサイマルを前提とするのか、将来AM放送の廃棄を可能にするのかなど、早急に制度整備を行うべき。	本意見募集の対象に対する直接の御意見でないため参考意見として承ります。	広島テレビ放送
20	第2章 電波利用共益事務の在り方	(2)電波利用共益事務の在り方			放送ネットワークの強靱化を促進する観点から、ラジオ送信所の整備や予備送信機の整備などへの国の補助や税制支援を行うことは効果的であり、強靱化の為に投資が二重投資となって中継局を設置するのであれば、その財源に電波利用料を活用することは理解出来る。	頂いた御意見も踏まえ、今後、関係者においてさらに検討されることが必要と考えます。	広島テレビ放送
21	第2章 電波利用共益事務の在り方	(2)電波利用共益事務の在り方			新たな用途(ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備)追加は拙速であり、その追加可否について今後検討会で十分議論するべきである。ラジオ放送の難聴対策は、多数の国で導入されているインターネットラジオで実現し、難聴対策に係る中継局等の費用(150億円見込み)に電波利用料を充当するべきではない。	頂いた御意見も踏まえ、今後、関係者においてさらに検討されることが必要と考えます。	ソフトバンク(「ソフトバンクモバイル、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB」をいう。以下同様。)、Wireless City Planning、ウィルコム、イー・アクセス
22	第2章 電波利用共益事務の在り方	(2)電波利用共益事務の在り方			アナログ方式のラジオ放送の難聴解消のための中継局整備の推進方策について、当該中継局の電力を検討する前提として「中波放送が大都市中心部で聴くことができていない」という実態を、まずは急ぎ明らかにすべき。 上記調査を踏まえたうえで、中波放送に限らず、等しく超短波放送も、難聴解消のために必要な整備の検討がなされるべきであり、それが実現した際には、中波放送局と超短波放送局を公平に扱うことを願う。 また今後制度整備が進むことが想定されるV-Lowマルチメディア放送については、国民の安心安全の確保という観点からも、中波放送や超短波放送と等しく扱われることを希望する。具体的には、民間単独で整備するのが困難な難視聴が発生する地方においては、当該地方自治体が送信設備を整備する措置などに財政的支援をしていただくことにより、地域間格差を解消することを検討していただきたい。	頂いた御意見も踏まえ、今後、関係者においてさらに検討されることが必要と考えます。	エフエム東京

番号	項目				提出された御意見	御意見に対する考え方(案)	意見提出者
	章	大項目	中項目	小項目			
23	第2章 電波利用共 益事務の在り方	(2)電波利用共益事 務の在り方			災害時の難聴対策としてのラジオの強靱化への財政支援を要望する。その財源としてまずは一般財源からの充当が適当と思われる。また、電波利用料の活用も考えられるが、地デジ化という国策の完全終了に向けて歳出規模の抑制を目指すべきであり、新たな用途には慎重な議論が必要。	頂いた御意見も踏まえ、今後、関係者においてさらに検討されることが必要と考えます。	テレビ東京
24	第2章 電波利用共 益事務の在り方	(2)電波利用共益事 務の在り方			必要不可欠なタクシー無線のデジタル化を円滑に移行させるためにも新たな支援策を創設して頂きたい。	タクシー無線のデジタル化への支援については、公共性等の観点から無線局免許人からの理解が得られないと考えられるため、電波利用料の活用は困難であると考えます。	岡山移動無線協会
25	第2章 電波利用共 益事務の在り方	(2)電波利用共益事 務の在り方			電波利用料の用途の追加、既存の用途の範囲を拡大する場合には、共益費用としての位置づけに合致するものであるか否かを十分に精査し、安易に用途が追加・拡大とならないようにすることが重要。 また、システムの高度化や新たな周波数割当等に伴う無線通信技術の利活用の変化に対して、電波利用料制度の在り方について不断の見直しを行っていくことは必要。	報告書(案)においても「用途の見直しの検討を行う場合にあっては、無線局全体の受益を直接の目的とした電波利用共益事務として真にふさわしいものであるかどうか、また、公共性等の観点から、無線局免許人の理解を得られるかどうか、厳正に検討することが必要である。」「電波利用料制度の在り方については(中略)不断の見直しを行うことが必要」としており、賛同意見として承ります。	NTTドコモ
26	第2章 電波利用共 益事務の在り方	(2)電波利用共益事 務の在り方			電波利用共益事務としての適性、無線局免許人の理解を得ながら検討すべきことが提言されており、妥当。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。	テレビ西日本、KDDI、ケイ・オプティコム
27	第2章 電波利用共 益事務の在り方	(2)電波利用共益事 務の在り方			新たに電波利用料の活用可能性について検討する場合には、無線局全体の受益につながるか否か等、電波利用共益事務の性格に照らし合わせたくうえで、利用料を負担する免許人の意見等を踏まえた議論の場を設けるべき。	本検討会は、電波利用料制度の見直しにあたって、無線局免許人等の理解を得ながら見直しの方向性を取りまとめるため、有識者により公開の場で議論を行ってきたものです。	KDDI、ケイ・オプティコム
28	第2章 電波利用共 益事務の在り方	(2)電波利用共益事 務の在り方			電波監視に関して、電波法の規定では、無線局の免許人は、電波法に反する運用を認めた場合、報告義務を課せられており、法令違反の運用に対して電波法第80条による報告を連日行っているが、全くと言いたくなるぐらい改善されず、電波監視の効果は、少なくともアマチュアの周波数帯では全く感じない。今日のアマチュア無線の周波数帯でも法令違反は、特定の業種の方なのだから、仕事の発注元の大手建設会社へ現状説明と協力要請を行えば十分改善されると思うが、いかがか。今後もこの様な状況が、続くようなら電波利用料導入時の第一目的が、果たせていない訳ですから電波利用料制度そのものを廃止するべき。	頂いた御意見は、総務省における電波監視業務の実施に当たる参考として承ります。 なお、総務省では、アマチュア無線局の電波法令違反等に関する情報が多数寄せられており、アマチュアバンドの使用区別に従わない運用やコールサインを言わない運用については、運用監査を行い、違法運用の事実関係を踏まえ、行政処分又は行政指導が行われているところであり、また、工事関係者に対する電波法令遵守について、関係省庁や関係団体への要請が行われているところとす。	個人(58)

番号	項目				提出された御意見	御意見に対する考え方(案)	意見提出者
	章	大項目	中項目	小項目			
29	第2章 電波利用共 益事務の在り方	(2)電波利用共益事 務の在り方			今後の我が国の基盤として重要な情報通信の進展のために電波利用料を使用し、我が国の国際競争力の維持、発展のために活用することを要望。また、無線機器の正しい利活用のための解決策は、利用者のリテラシー向上がカギになると考えるものであり、「啓発活動の強化等」という観点から、「学校教育」の場での啓発活動は非常に重要。一方、受動的な利用者に対しては、これに加え、露出をあげるための思い切った措置、たとえば、マスメディア等を介した情報展開による露出度のさらなるアップ等、の検討をお願いする。	頂いた御意見は、総務省における今後の検討の際の参考として承ります。	情報通信ネットワーク産業協会
30	第2章 電波利用共 益事務の在り方	(2)電波利用共益事 務の在り方			電波利用料用途の必要性の検証や効率化について、現在の取組内容やその実効性が国民および無線局免許人全体に広く知られていない状況にあると考えられることから、一層の透明性を確保するため、公開の場で第三者による検証を実施することが望ましい。	本検討会は、電波利用料制度の見直しにあたって、無線局免許人等の理解を得ながら見直しの方向性を取りまとめるため、有識者により公開の場で議論を行ってきたものです。	ケイ・オプティコム
31	第2章 電波利用共 益事務の在り方	(2)電波利用共益事 務の在り方			電波利用料の用途は、これまで十分な議論をもって電波法に限定列挙し定義等を決めてきた経緯があるため、今後も解釈等による拡大はするべきではない。	「用途の見直しの検討を行う場合にあっては、無線局全体の受益を直接の目的とした電波利用共益事務として真にふさわしいものであるかどうか、また、公共性等の観点から、無線局免許人の理解を得られるかどうか、厳正に検討することが必要である」と考えます。	ソフトバンク、Wireless City Planning、ウィルコム
32	第3章 次期電波利 用料の見直しの考 え方	1 経済的価値の適 正な反映の在り方	(1)基本的な 考え方		電波利用共益事務の分類については、経済的価値の反映が過度にならないよう、改めて要望。	分類については、報告書(案)において「a群の範囲については、次期の料額の見直しにおいても現行どおり電波利用共益事務の内容により決定することが適当」としております。	フジテレビジョン、広島テレビ放送、読売テレビ放送、東海テレビ放送、中国放送、エフエム大阪
33	第3章 次期電波利 用料の見直しの考 え方	1 経済的価値の適 正な反映の在り方	(1)基本的な 考え方		電波利用料の料額の算定方法について、a群・b群に分けることは妥当。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。	山口放送
34	第3章 次期電波利 用料の見直しの考 え方	1 経済的価値の適 正な反映の在り方	(1)基本的な 考え方		電波利用料の公正な見直しで過度な負担になるのであれば、電波利用料歳出額を抑え、これ以上用途を増やすべきではない。	用途の見直しの検討を行う場合にあっては、無線局全体の受益を直接の目的とした電波利用共益事務として真にふさわしいものであるかどうか、また、公共性等の観点から、無線局免許人の理解を得られるかどうか、厳正に検討することが必要であると考えます。	ソフトバンク、Wireless City Planning、ウィルコム

番号	項目				提出された御意見	御意見に対する考え方(案)	意見提出者
	章	大項目	中項目	小項目			
35	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	1 経済的価値の適正な反映の在り方	(1)基本的な考え方		地上テレビジョン放送事業者は携帯電話事業者同様に周波数幅に応じたMHz 単位の電波利用料を支払うべきである。	a群の費用負担を各システムに配分する際には、第1段階として、①3GHz以下と②3～6GHzへ各帯域の混雑度から経済的価値を推計し、配分した上で、第2段階として、それぞれの帯域に配分された費用を各無線システムに配分するために、個々の無線システムの使用帯域幅をベースに配分しているものであり、特性係数を乗じた上で使用帯域幅に応じた配分がされているものです。その後の第3段階のシステム内での配分の方法は無線システムの利用形態によって違いはありますが、システム間の負担割合は、使用帯域幅や特性係数で決定されるという点は同様です。	ソフトバンク、Wireless City Planning、ウィルコム
36	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	1 経済的価値の適正な反映の在り方	(2)広域専用電波を使用する無線局の課金の在り方		電波を有効利用するインセンティブを高めるために、「無線局単位で課金しているb群についても、その負担分を周波数幅に応じて課金する事とすべきである。」との方針に賛同。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。	クアルコム・ジャパン、NTTドコモ、KDDI、ST Net
37	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	1 経済的価値の適正な反映の在り方	(2)広域専用電波を使用する無線局の課金の在り方		b群についても周波数幅に応じた課金に一本化することは、電波利用料制度発足以来の基本的な構造を抜本的に改正することを意味し、経済的価値を重視する傾向を強めるものと言えるが、中長期な視点もふまえ、慎重に検討する必要がある。仮に、当該措置をする場合には、携帯電話事業者の負担する電波利用料の変動により他の無線局に過度の負担が発生しないよう制度設計する必要がある。	報告書(案)では、「広域専用電波を使用する携帯電話等の無線局については、a群とb群に分けて算定する現在の方法は踏襲」するとしており、「基本的な構造を抜本的に改正する」「経済的価値を重視する傾向を強める」としたご指摘には当たらないものと考えます。また、具体的な負担額は、今後、総務省において検討されるものですが、本検討会としては、その際には、本検討会報告書を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることを期待しています。	フジテレビジョン
38	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	1 経済的価値の適正な反映の在り方	(2)広域専用電波を使用する無線局の課金の在り方		現行制度の考え方との関係を整理する中で、a群、b群相当額において最大限の電波有効利用インセンティブが働くように、算出方法、算出根拠及び条件の妥当性について十分な検討が行われる必要がある。	頂いた御意見は、総務省における今後の検討の際の参考として承ります。	NTTドコモ
39	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	1 経済的価値の適正な反映の在り方	(2)広域専用電波を使用する無線局の課金の在り方		周波数に応じた課金の具体化においては、できる限りシンプルな電波利用料額設定とし、徴収側と支払側の双方にとって電波利用料に係る事務軽減につながるよう検討して頂くことを希望。また、b群における帯域あたりの料額設定については、その算出の考え方を公表して頂くことを希望。	頂いた御意見は、総務省における今後の検討の際の参考として承ります。	KDDI
40	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	1 経済的価値の適正な反映の在り方	(2)広域専用電波を使用する無線局の課金の在り方		「周波数幅に応じた課金への一本化は、新規参入に対する障害になることが危惧されるため、成熟している分野に適しているといった考えも示されたことに留意するべき」とする考え方に賛同。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。	ケイ・オプティコム

番号	項目				提出された御意見	御意見に対する考え方(案)	意見提出者
	章	大項目	中項目	小項目			
41	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	1 経済的価値の適正な反映の在り方	(3)料額が大幅に増加する無線局への配慮		増額率を一定の水準に収める措置を適用することには賛同する。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。	テレビ朝日、名古屋テレビ放送、福岡放送、朝日放送、青森放送、テレビ信州、日本テレビ放送網、静岡第一テレビ、フジテレビジョン、日本民間放送連盟、鹿児島讀賣テレビ、北日本放送、広島テレビ放送、中京テレビ放送、福井放送、札幌テレビ放送、讀賣テレビ放送、関西テレビ放送、東京放送ホールディングス、テレビ西日本、TBSラジオ&コミュニケーションズ、毎日放送、中国放送、熊本県民テレビ、西日本放送、福島テレビ、中部日本放送、テレビ新潟放送網、長崎国際テレビ、スカパーJSAT、エフエム東京
42	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	1 経済的価値の適正な反映の在り方	(3)料額が大幅に増加する無線局への配慮		経済的価値を適正に反映したために増加した利用料額を免許人が支払えないのは、経済的価値よりも低くしか免許を利用していないためであり、利用料額が大幅に増加する無線局への配慮は行うべきではない。	電波利用料額が改定の前後で大幅に増額となる場合、増額率を一定の水準に留める措置については、前回改定同様、制度の継続性や無線局免許人等の事業の継続性等から必要であると考えます。	個人(7)
43	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	1 経済的価値の適正な反映の在り方	(3)料額が大幅に増加する無線局への配慮		日々の災害報道や、大災害時であっても放送を継続するための体制構築に向けて全社あげて取り組んでいるところであり、これらの点を十分勘案するとともに、電波利用料は年間電気料などの維持費とのバランスを考慮いただきたい。	電波利用料の算定にあたっては、a群における負担分の算定の中で、各無線システムの電波の利用形態(例:専用か共用型か等)や公共性などを勘案しており、個別の無線局の事情を考慮することは適当ではないと考えます。	テレビ金沢
44	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	1 経済的価値の適正な反映の在り方	(3)料額が大幅に増加する無線局への配慮		現在の電波利用料負担額の水準からすれば、20%増はかなりの急増であり、今後の次期電波利用料の具体化に際しては、極力小幅な増加に抑制されるよう要望。	具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、本検討会としては、その際には、本検討会報告書を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることを期待しています。	讀賣テレビ放送、東京放送ホールディングス、TBSラジオ&コミュニケーションズ
45	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	1 経済的価値の適正な反映の在り方	(3)料額が大幅に増加する無線局への配慮		電波利用料制度は3年に1度見直すことが重要であり、前例(料額の概ね20%増に抑える措置)を固定化するべきではない。	電波利用料額が改定の前後で大幅に増額となる場合、増額率を一定の水準に留める措置については、前回改定同様、制度の継続性や無線局免許人等の事業の継続性等から必要であると考えます。なお、「増額率を一定の水準におさめる措置を前回改定と同様に適用すべき」としており、20%という値を固定化しているものではありません。	ソフトバンク、Wireless City Planning
46	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	1 経済的価値の適正な反映の在り方	(3)料額が大幅に増加する無線局への配慮		ラジオ放送の料額は常に上限限度の増加率となっており料額が高騰しており、上限増加率の低減措置を希望。	頂いた御意見は、総務省における今後の検討の際の参考として承ります。	エフエム東京
47	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	1 経済的価値の適正な反映の在り方	(3)料額が大幅に増加する無線局への配慮		電波利用料の想定外の大幅な料額増加は経営上の不確定要素となりかねないため、慎重に検討すべき。	「増額率を一定の水準におさめる措置を前回改定と同様に適用すべき」とした報告書(案)に対する賛同意見として承ります。	テレビ東京

番号	項目				提出された御意見	御意見に対する考え方(案)	意見提出者
	章	大項目	中項目	小項目			
48	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	1 経済的価値の適正な反映の在り方	(4)経済的価値を勘案する周波数帯域の区分		3GHz以下の区分をVHF帯以下とUHF帯に区分することなどについて、周波数の逼迫状況を勘案して新たな帯域の区分を今後検討するとしても、特定の帯域において経済的価値を過度に反映すべきではない。	VHF帯以下とUHF帯に区分することについては、VHF帯以下の経済的価値はUHF帯の帯域と比較して相対的に低下していることから、これを反映することを今後検討すべきとしたものであり、ご指摘の『特定の帯域において経済的価値を過度に反映』するものではないと考えます。	テレビ朝日、名古屋テレビ放送、福岡放送、朝日放送、青森放送、テレビ信州、日本テレビ放送網、フジテレビジョン、日本民間放送連盟、鹿児島讀賣テレビ、北日本放送、広島テレビ放送、新潟放送、毎日放送、中国放送、熊本県民テレビ、福島テレビ、山梨放送、テレビ新潟放送網、長崎国際テレビ
49	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	1 経済的価値の適正な反映の在り方	(4)経済的価値を勘案する周波数帯域の区分		第4世代移動通信システム用周波数を従来通りの扱いとすることは適当。次回以降の見直しにおいて、UHF帯の区分を3GHzより高い周波数まで広げることが適当かについては、以下の点に留意することが必要。 ・仮に、既存の料額や配分比率が、新たな電波利用システムに適用された場合、歳入総額が増大することとなり、歳入と歳出のバランスが崩れることになるので、そうならないような、料額、配分比率の見直しが必要。 ・3GHz超などの高い周波数帯の利用が想定される第4世代携帯電話システムの場合は、その周波数特性、高い周波数に対応した装置の開発や基地局等の設置に費用を要すること等を考慮した料額及び配分比率の設定が必要。また、3.4～3.6GHzについては第4世代携帯電話システムと他システムとの共用もあることも、料額の設定において十分考慮する必要がある。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 また、周波数帯の区分の在り方については、第4世代移動通信システムの導入状況等も踏まえ次回以降の料額見直しの際に改めて検討することが適当であると考えます。	NTTドコモ
50	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	1 経済的価値の適正な反映の在り方	(4)経済的価値を勘案する周波数帯域の区分		a群における周波数帯域の経済的価値について、現行の3GHz帯を境にした区分を継続することについて賛成。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。	KDDI
51	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	1 経済的価値の適正な反映の在り方	(4)経済的価値を勘案する周波数帯域の区分		地上テレビジョン放送の放送波中継網では、VHFに比べUHFではその伝搬特性などからより多くの中継局設置が必要であり、UHF帯利用によるコスト負担はVHF帯利用に比べ重くなっている。従って、仮にVHF帯とUHF帯で区分して経済的区分を勘案する場合でも、特定の利用形態で負担増が生じないよう、今後、慎重な検討がなされるよう要望。	3GHz以下の区分をVHF帯以下とUHF帯に区分することについては、今後検討すべきと考えており、頂いた意見は、総務省における今後の検討の際の参考として承ります。	讀賣テレビ放送
52	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	1 経済的価値の適正な反映の在り方	(4)経済的価値を勘案する周波数帯域の区分		放送事業用マイクロ固定回線として使用しているa群対象の5.850～5.925GHz帯(Bバンド)と、対象外である6.425～6.570GHz帯(Cバンド)他それ以上の周波数帯では、電波の特性がほぼ同等でありその使用目的が同一であるにもかかわらず、片や数十～数百万円(地域による)、片や1万数千円と非常に大きな料金格差が生じているが、このような格差が生じないよう、当該放送用Bバンドについて、a群対象から除外していただきたい。	3～6GHzの経済的価値を勘案する際の周波数の区分については、現行のとおりとすることが適当であると考えており、周波数帯の区分の在り方については、第4世代移動通信システムの導入状況等も踏まえ次回以降の料額見直しの際に改めて検討することが適当であると考えます。	山口放送
53	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	1 経済的価値の適正な反映の在り方	(4)経済的価値を勘案する周波数帯域の区分		VHF帯の経済的価値は、アンテナの仕様等を考慮すると108MHzの上下で大きな差があるため、3GHz以下は108MHzで区分すべきであるとする。	頂いた御意見は、総務省における今後の検討の際の参考として承ります。	ソフトバンク、Wireless City Planning、ウィルコム

番号	項目				提出された御意見	御意見に対する考え方(案)	意見提出者
	章	大項目	中項目	小項目			
54	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	1 経済的価値の適正な反映の在り方	(4)経済的価値を勘案する周波数帯域の区分		UHFはVHFに比べ、アンテナが小型化できる、都市雑音の影響が少ないなど、モバイルデバイスに有利な特性を兼ね備えている。方やVHFは放送のみならず安心安全のための通信ネットワークなど、国民の生活を守る特定用途に用いられており、これらの点を踏まえ、VHF帯、UHF帯の区分について今後検討することを要望する。	3GHz以下の区分をVHF帯以下とUHF帯に区分することについては、今後検討すべきと考えており、頂いた意見は、総務省における今後の検討の際の参考として承ります。	エフエム東京、ジャパン・モバイルキャスト、mmbi
55	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	1 経済的価値の適正な反映の在り方	(5)周波数移行の過渡期における電波利用料額の在り方		迅速かつ円滑な周波数移行に向け、FPUなど周波数移行の過渡期において、FPU免許人に過度な負担が発生しないよう措置を講じることに賛同。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。	テレビ朝日、名古屋テレビ放送、福岡放送、日本放送協会、朝日放送、日本テレビ放送網、静岡第一テレビ、フジテレビジョン、日本民間放送連盟、鹿児島讀賣テレビ、中京テレビ放送、RKB毎日放送、讀賣テレビ放送、関西テレビ放送、東京放送ホールディングス、テレビ愛知、毎日放送、中国放送、熊本県民テレビ、西日本放送、福島テレビ、テレビ新潟放送網、テレビ東京
56	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	1 経済的価値の適正な反映の在り方	(5)周波数移行の過渡期における電波利用料額の在り方		周波数移行の過渡期には、急激な運用変更を避けるため一時的に新旧両方の免許が必要となるが、迅速かつ円滑な周波数移行をするためにも、電波利用料を二重に課すことのないような措置が必要。	報告書(案)においても「周波数の再編を円滑化する観点から過度な負担が発生しないよう何らかの措置を講じることが適当である」としており、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。	日本テレビ放送網、静岡第一テレビ、フジテレビジョン、鹿児島讀賣テレビ、
57	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	1 経済的価値の適正な反映の在り方	(5)周波数移行の過渡期における電波利用料額の在り方		周波数有効利用に応じた免許人に対してはインセンティブとして、移行後の電波利用料を減額するなどの優遇措置が必要。	報告書(案)においても「周波数の再編を円滑化する観点から過度な負担が発生しないよう何らかの措置を講じることが適当である」としており、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。	日本テレビ放送網、鹿児島讀賣テレビ、
58	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	1 経済的価値の適正な反映の在り方	(5)周波数移行の過渡期における電波利用料額の在り方		デジタル化のインセンティブとなるような料額設定は、既に自助努力でデジタル導入済みの免許人との公平性担保のため、慎重に検討するべきである。国・地方公共団体に対して使用帯域幅に応じた料額を設定することが、デジタル化の推進につながる。	「デジタル化のインセンティブとなるような料額の設定については、共益費用における無線局間の負担の公平性を踏まえて、その必要性について慎重に検討する必要」とした報告書(案)に賛同する意見として承ります。また、国・地方公共団体に対して使用帯域幅に応じた料額を設定するべきとの御意見については、総務省における今後の検討の際の参考として承ります。	ソフトバンク、Wireless City Planning、ウィルコム
59	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方		今後も放送と通信の違いを踏まえ電波利用料制度を検討されるよう要望。	頂いた御意見は、総務省における今後の検討の際の参考として承ります。	テレビ朝日、名古屋テレビ放送、テレビ金沢、福島中央テレビ、青森放送、テレビ信州、日本民間放送連盟、鹿児島讀賣テレビ、テレビ西日本、熊本県民テレビ、山梨放送、テレビ新潟放送網、長崎国際テレビ
60	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方		電波利用料制度の設計は、さまざまな無線システムの目的や社会的意義に配慮し、バランスをとって行うことが極めて重要であり、これらの特性を認識したうえで、電波利用料制度の再構築も検討課題とされるよう要望。	頂いた御意見は、総務省における今後の検討の際の参考として承ります。	日本テレビ放送網、中国放送

番号	項目				提出された御意見	御意見に対する考え方(案)	意見提出者
	章	大項目	中項目	小項目			
61	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方		「経済的価値の適正な反映」を真に追求するのであれば、特性係数の考慮はできる限り排除すべき。	a群における負担分の算定の中で、各無線システムの電波の利用形態(例:専用か共用型か等)や公共性などを勘案するために、現時点においては特性係数の適用は適当であると考えます。	個人(7)
62	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方		携帯電話等への特性係数適用に関しては、時期尚早。まずは、今後の電波利用料見直しに関する検討においては、将来の基準策定を論点の一つとしていただきたい。法律による規定ならびにあまねく普及基準である世帯カバー率の採用等、特性係数適用の環境整備をお願いする。	携帯電話等について、災害時において国民にとつてなくてはならないものとなっている中、ハード(設備)部分について先の東日本大震災においても国民や国・地方公共団体・防災関係機関の扱う重要通信を扱う通信基盤の迅速な復旧や新たな災害対策の取組を行うなど、非常時対応に費用負担を負っていることを踏まえ、適用すべきとしたものです。 なお、基準策定を論点とすべきとの御意見については、総務省における今後の検討の際の参考として承ります。	四国放送
63	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方		電波利用料の負担のバランスや受益と負担の公平性についても、継続的な検討が必要。	電波利用料の見直しにあつては、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用を、その受益者である無線局免許人が公平に負担するものであるという現行制度の趣旨を十分に踏まえることが必要と考えます。	KDDI
64	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方	I「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について	放送への本特性係数の適用を維持することは妥当。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。	テレビ朝日、名古屋テレビ放送、テレビ金沢、福岡放送、朝日放送、青森放送、秋田放送、テレビ信州、日本海テレビジョン、日本テレビ放送網、北海道放送、静岡第一テレビ、日本民間放送連盟、鹿児島讀賣テレビ、北日本放送、中京テレビ放送、山形放送、福井放送、札幌テレビ放送、四国放送、讀賣テレビ放送、東京放送ホールディングス、東海テレビ放送、テレビ愛知、山口放送、TBSラジオ&コミュニケーションズ、毎日放送、山陰放送、中国放送、熊本県民テレビ、西日本放送、福島テレビ、CBCラジオ、北海道文化放送、中部日本放送、北海道テレビ放送、山梨放送、テレビ新潟放送網、長崎国際テレビ、エフエム東京、テレビ岩手、テレビ東京、エフエム大阪、テレビ大分
65	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方	I「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について	携帯電話にも「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」ということで特性係数を適用すべきとあるが、新たに特性係数が適用される無線局が出た結果、他の電波利用料額に転嫁されることのないよう要望する。	具体的な負担額は、今後、総務省において検討されるものですが、本検討会としては、その際には、本検討会報告書を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることを期待しています。	名古屋テレビ放送、熊本県民テレビ

番号	項目				提出された御意見	御意見に対する考え方(案)	意見提出者
	章	大項目	中項目	小項目			
66	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方	I「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について	公共性を理由とする特性係数は廃止すべきとの考え方(c)を採用しないことは妥当。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。	名古屋テレビ放送、福岡放送、青森放送、日本海テレビジョン放送、日本テレビ放送網、日本民間放送連盟、鹿児島讀賣テレビ、毎日放送、福島テレビ、北海道文化放送、山梨放送、テレビ新潟放送網、長崎国際テレビ、テレビ大分
67	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方	I「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について	「公共性の程度を勘案して減免措置を講じることは適切ではない」との議論が今後も展開されるならば、放送の減免措置だけを議論するのではなく、警察無線・消防無線等の減免措置にも留意して、慎重に取り扱うべき。	本検討会における検討の過程においても、頂いた御意見のような点を踏まえて検討したものが、総務省における今後の検討の際の参考として承ります。	福岡放送、テレビ信州、日本テレビ放送網、日本民間放送連盟、鹿児島讀賣テレビ、福島テレビ、長崎国際テレビ、テレビ大分
68	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方	I「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について	電波の経済的価値の向上につながる事務の負担分の算定方法の見直しによって、NHKを含む放送事業者全体の負担が増えることのないよう、要望する。	具体的な負担額は、今後、総務省において検討されるものですが、本検討会としては、その際には、本検討会報告書を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることを期待しています。	日本放送協会
69	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方	I「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について	携帯電話等に「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数を適用すべき、との方針に賛同。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。	クアルコム・ジャパン、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、イー・アクセス
70	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方	I「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について	「法的・制度的にどのような責務を負っているか比較して検討することが適当」とあるのは、適切な判断基準が明示されたものであり、適正。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。	静岡第一テレビ

番号	項目				提出された御意見	御意見に対する考え方(案)	意見提出者
	章	大項目	中項目	小項目			
71	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方	I「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について	民間放送局は災害放送が長期間にわたった場合、収益の柱である広告収入が見込めない中でも放送継続を余儀なくされるのに対し、携帯電話事業者は災害伝言板等以外で課金を継続し通信料収入がある中での非常時対応を実施するものとみられ、両者の負担の質は基本的に異なるものであり、携帯電話等に特性係数を適用する場合には、放送事業者と同等とせず、負担の差異をふまえた係数を措置すべき。	本特性係数については、各無線システムの責務に着目して適用を判断するものと考えており、携帯電話等については、災害時において国民にとってなくてはならないものとなっている中、ハード(設備)部分については先の東日本大震災においても国民や国・地方公共団体・防災関係機関の扱う重要通信を扱う通信基盤の迅速な復旧や新たな災害対策の取組を行うなど、非常時対応に費用負担を負っていることを踏まえ、適用すべきとしたものです。	フジテレビジョン
72	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方	I「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について	国民や国等の扱う重要通信を扱う通信基盤の迅速な復旧や新たな災害対策の取組を行うなど、非常時対応に対し費用負担を負っていることを踏まえた重要通信を扱う災害対策に用いる無線局にも適用されることと理解し、賛同。	報告書(案)は、重要通信を扱う災害対策に用いる無線局全てに適用すべきとしたものではなく、携帯電話等については、災害時において国民にとってなくてはならないものとなっている中、ハード(設備)部分については先の東日本大震災においても国民や国・地方公共団体・防災関係機関の扱う重要通信を扱う通信基盤の迅速な復旧や新たな災害対策の取組を行うなど、非常時対応に費用負担を負っていることを踏まえ、適用すべきとしたものです。	東日本電信電話、西日本電信電話
73	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方	I「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について	山間地や離島などのエリアへの電気通信サービス及び災害対策用通信などの法令等に基づく通信については、公共性などを勘案し、電波利用料軽減措置の適用の継続及び今回の報告書案を踏まえた災害対策用通信への更なる適用拡大を要望。	頂いた御意見は、総務省における今後の検討の際の参考として承ります。	西日本電信電話
74	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方	I「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について	「災害時において携帯電話等が国民にとってなくてはならないものとなっている中、ハードに係る責務」があると意見されているが、災害時になくてはならないものはコミュニティーであり、いわば情報伝達における内容そのものであり、本質的に災害時の放送内容と携帯電話のハード設備の責務は、その役割が異なるものであると考える。 加えて携帯電話等が、震災時に多額の負担を負って復旧や新たな災害対策の取組を行ったとあるが、それは事業継続のための責任であり、民間放送がCMを止めて視聴者へ災害情報を提供したことが同列に論ずるべきではない。 したがって、携帯電話等に当該特性係数を適用すべきでないと考えます。	報告書(案)において、責務に対する費用負担に耐えるために特性係数を適用するとの考え方を踏まえ、携帯電話等についてはハード(設備)部分については、先の東日本大震災においても国民や国・地方公共団体・防災関係機関の扱う重要通信を扱う通信基盤の迅速な復旧や新たな災害対策の取組を行うなど、非常時対応に費用負担を負っていることから、「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数を適用することは適当としたものです。	東北放送

番号	項目				提出された御意見	御意見に対する考え方(案)	意見提出者
	章	大項目	中項目	小項目			
75	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方	I「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について	災害放送や選挙放送などの放送事業者が番組内容に負う責任と負担について、通信事業者が非常時対応に負っている責任・負担と、同レベルと判断するのは適当ではない。	番組内容に関する責務については、報告書(案)においても、「番組内容にも責任をもつという放送に固有の特性はない」としていますが、「携帯電話等はハード(設備)部分について先の東日本大震災においても国民や国・地方公共団体・防災関係機関の扱う重要通信を扱う通信基盤の迅速な復旧や新たな災害対策の取組を行うなど、非常時対応に費用負担を負っていることを踏まえ」るべきと考えます。	東京放送ホールディングス、TBSラジオ&コミュニケーションズ
76	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方	I「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について	携帯電話やPHSは国民のライフラインとして公共性を有しているため、携帯電話等事業者に「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数(1/2)を適用すべき。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。なお、PHSへの適用については、今後、総務省において行われる具体的な検討の際の参考として承ります。	ウィルコム
77	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方	I「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について	人工衛星(通信)への特性係数については、引き続き、確実なライフラインの提供という公共性の高い利用形態である旨を勘案し軽減いただくことを要望する。	今後、総務省において行われる具体的な検討の際の参考として承ります。	スカパーJSAT
78	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方	II「国民の電波利用の普及に係る責務」に係る特性係数について	放送への本特性係数の適用を維持することは妥当。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。	テレビ朝日、名古屋テレビ放送、福岡放送、テレビ北海道、日本放送協会、朝日放送、青森放送、秋田放送、テレビ信州、日本海テレビジョン放送、日本テレビ放送網、北海道放送、静岡第一テレビ、フジテレビジョン、日本民間放送連盟、鹿児島讀賣テレビ、北日本放送、東北放送、新潟放送、中京テレビ放送、福井放送、札幌テレビ放送、四国放送、讀賣テレビ放送、関西テレビ放送、東京放送ホールディングス、東海テレビ放送、テレビ愛知、TBSラジオ&コミュニケーションズ、毎日放送、山陰放送、熊本県民テレビ、西日本放送、福島テレビ、CBCラジオ、北海道文化放送、中部日本放送、北海道テレビ放送、テレビ新潟放送網、文化放送、長崎国際テレビ、エフエム東京、テレビ東京、エフエム大阪、テレビ大分

番号	項目				提出された御意見	御意見に対する考え方(案)	意見提出者
	章	大項目	中項目	小項目			
79	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方	Ⅱ「国民の電波利用の普及に係る責務」に係る特性係数について	あまねく普及については、放送事業者は加入電話におけるユニバーサルサービス制度のようにその負担金の一部をユーザーから徴収することなく、自助努力で行うなど公共的責務に対し不断の努力を続けていることも考慮して検討いただきたい。	頂いた御意見は、総務省における今後の検討の際の参考として承ります。	フジテレビジョン
80	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方	Ⅱ「国民の電波利用の普及に係る責務」に係る特性係数について	「人口カバー率」100%とする数字と、特に通信インフラが脆弱である過疎地でのサービスの展開が必ずしも一致していない点は、今後の議論においても注意が必要と考える。	頂いた御意見は、総務省における今後の検討の際の参考として承ります。	静岡第一テレビ
81	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方	Ⅱ「国民の電波利用の普及に係る責務」に係る特性係数について	携帯電話への適用については、「あまねく普及努力義務」が法的に課されていないものの、携帯電話サービスが国民生活に広く普及している現状を考慮し、引き続き検討して頂きたい。	携帯電話については、「あまねく普及努力義務」が電気通信事業法に規定がないことや、人口カバー率ベースでは概ね100%のエリアを展開しているが、特定基地局開設指針における普及目標について放送と差がある(注:カバー率の値や算出方法の違い)こと等を考慮し、現時点においては引き続き携帯電話には当該特性係数を適用することは適当ではないと考えます。	KDDI
82	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方	Ⅱ「国民の電波利用の普及に係る責務」に係る特性係数について	地上テレビジョン放送事業者は、電波によるカバー率を公開するべきであり、それを元に「国民への電波利用の普及に係る責務等」の特性係数の適用可否を検討するべきである。また、ラジオ放送事業者に対して世帯カバー率を考慮し特性係数の見直しを検討するべきである。	放送の特性係数は、法律に定められた「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法:あまねく努力義務等)を勘案された適切な措置であり、今後も維持すべきであると考えます。	ソフトバンク、Wireless City Planning、ウィルコム

番号	項目				提出された御意見	御意見に対する考え方(案)	意見提出者
	章	大項目	中項目	小項目			
83	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方	Ⅱ「国民の電波利用の普及に係る義務」に係る特性係数について	「あまねく普及努力義務」については、電気通信事業法に規定されていないが、総務省においても携帯電話をあまねく普及させる努力を政策として推進し、また、2011年に携帯電話の普及率は既に100%を超えていることから、法律上の規定の有無にかかわらず、実態として携帯電話もあまねく普及しているため、地上テレビジョン放送事業者と携帯電話事業者において差異はないと考える。従って、法律上の要請の有無を理由として、携帯電話に当該特性係数を適用することは適当ではないとすることは賛成できない。 なお、地上テレビジョン放送についても電波による人口カバー率を算出し、それを踏まえて本特性係数の適用の可否について検討することで、公平な判断が可能になるとのことだが、それが、今回の特性係数の不適用の理由となるのであれば、早急に地上テレビジョン放送の電波による人口カバー率の算出について検討し、今回の検討会において比較するべきではないかと考える。	放送と携帯電話とは、現行制度において普及義務に係る法律上の規定や普及目標において、明確な差異が存在することから携帯電話に特性係数を適用することは適当でないとしたものです。「地上テレビジョン放送についても電波による人口カバー率を算出し、それを踏まえて本特性係数の適用の可否について検討することで、公平な判断が可能になるとのこと」との点については、報告書(案)にそのような記載はありません。	イー・アクセス
84	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方	Ⅲ V-Highマルチメディア放送に係る特性係数の取り扱い	地デジ移行後の空き周波数帯を使用する無線システムについても、ラジオ放送と同様の社会的使命、社会インフラサービスを想定するものについては、軽減措置が適用されるべきであり、今回の報告書(案)に賛同。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。	エフエム東京、エフエム大阪、ジャパン・モバイルキャストینگ、mmbi
85	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方	Ⅳ 特性係数の算定方法	電波利用制度の扱いにはあくまで慎重であるべきであり、現時点で見直しが必要であるかのような誤解を招きかねない。「ただし、中長期的には、その在り方について検証すべきであり、制度の安定性・継続性に十分配慮し、技術動向が著しく変わる時期をとらえて見直しを行っていくことに留意が必要である」との文言については削除するか、「制度の安定性・継続性」を重視することを強調した表現に修正することを要する。	検討会において特性係数の算定については、そのロジックについて今後検証していくべきとの意見を踏まえたものであり、電波利用料制度の安定性・継続性に十分配慮しつつ、中長期的には検証すべきものと考えます。	テレビ朝日、名古屋テレビ放送、テレビ金沢、福岡放送、朝日放送、福島中央テレビ、青森放送、テレビ信州、日本海テレビジョン放送、日本テレビ放送網、フジテレビジョン、日本民間放送連盟、鹿児島讀賣テレビ、広島テレビ放送、新潟放送、山形放送、福井放送、札幌テレビ放送、四国放送、讀賣テレビ放送、東京放送ホールディングス、テレビ愛知、熊本県民テレビ、西日本放送、福島テレビ、北海道文化放送、山梨放送、テレビ新潟放送網、長崎国際テレビ、テレビ東京、エフエム大阪、テレビ大分
86	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方	Ⅳ 特性係数の算定方法	特性係数をかけ合わせて利用料額を著しく減額する仕組みには問題がある。報告書(案)では、「中長期的には、その在り方について検証すべき」としているが、今回見直さないのであれば、その理由を報告書に明示すべき。	特性係数については、電波の利用形態(例:専用か共用型か等)や公共性などの勘案要素ごとに適否を検討し、a群における負担分の算定の中で、各種無線システムに実際に割り当てられている周波数幅に該当するそれぞれの特性係数を全て乗じて計算を行っているものであり、現時点においては適当であると考えます。また、この算定方法については、制度の安定性・継続性に十分に配慮し、技術動向等が変わる時期をとらえて見直しを行うことが必要であることから、中長期的に検証すべきとしたものです。	個人(7)

番号	項目				提出された御意見	御意見に対する考え方(案)	意見提出者
	章	大項目	中項目	小項目			
87	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方	IV 特性係数の算定方法	特性係数の複数適用について維持することは妥当。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。	福島中央テレビ、秋田放送、静岡第一テレビ、フジテレビジョン、山形放送、札幌テレビ放送、NTTドコモ、四国放送、RKB毎日放送、讀賣テレビ放送、関西テレビ放送、毎日放送
88	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方	IV 特性係数の算定方法	「中長期的な見直し」について「技術動向等が変わる時期をとらえて」とありますが、どのような状況を想定しているのか具体的に明示いただきたい。	当該箇所は、中長期的に検証を行った上で、無線通信技術やその利活用などの環境に大きな変化が生じる時期をとらえて、見直しを行っていくべきであるという考え方を記載しているものです。	秋田放送
89	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方	IV 特性係数の算定方法	「ただし、中長期的には(中略)制度の安定性・継続性に十分配慮し、技術動向が著しく変わる時期をとらえて見直しを行うことに留意が必要である」とあるのは、特性係数の妥当性に問題を提起する記述であり、電波利用料制度の根幹を揺るがしかねない記述であり、本報告書の趣旨に直接関係する記述ではないため、欄外もしくは今後への提言として別記載が妥当。	検討会において特性係数の算定については、そのロジックについて今後検証していくべきとの意見を踏まえたものであり、電波利用料制度の安定性・継続性に十分配慮しつつ、中長期的には検証すべきものと考えます。	静岡第一テレビ
90	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方	IV 特性係数の算定方法	複数の勘案要素による特性係数は、電波の有効利用の公平性を確保するため、中長期的ではなく今回見直しを行うべきである。	特性係数については、電波の利用形態(例:専用か共用型か等)や公共性などを勘案し、a群における負担分の算定の中で、各種無線システムに実際に割り当てられている周波数幅に特性係数を乗じて計算を行っているものであり、現時点においては適当であると考えます。また、この算定方法については、制度の安定性・継続性に十分に配慮し、技術動向等が変わる時期をとらえて見直しを行うことが必要であることから、中長期的に検証すべきとしたものです。	ソフトバンク、Wireless City Planning、ウィルコム
91	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方	IV 特性係数の算定方法	特性係数として、利用制限がかかっているものや、共用である周波数帯域については、物理的に制限がかかるため公共性とは別次元の問題であり、考え方(a)に合致するものとする。	頂いた御意見は、総務省における今後の検討の際の参考として承ります。	ウィルコム
92	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(2)新規参入事業者への軽減の在り方		すべての事業者の負担額を一律としても、その負担額が大きいほど、規模の小さい新規参入事業者にとっては相対的に負担が重くなることから、この負担が参入障壁とならないよう、一定の配慮が必要。	受益者負担を基本とする電波利用料制度の枠組みの中で、公益性に着目するのではなく、新規事業の存続・拡大を支援することを目的として負担を軽減することについては、公平性の確保の観点や、事業者間の競争に及ぼす影響などを考慮すると、免許人の理解を得ることは困難と考えます。	ケイ・オプティコム
93	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(2)新規参入事業者への軽減の在り方		「課金の開始時期や分割払いの可否等、負担総額に影響を及ぼさない範囲内での広域専用電波の課金等の在り方について検討すべき」とする考え方に賛同。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。	ケイ・オプティコム
94	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(2)新規参入事業者への軽減の在り方		同じ周波数帯であれば経済的価値も同じであり、新規・既存事業者に関わらず公平な負担が望ましいことから、新規参入事業者に対する支払額軽減措置は特段必要ない。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。	ソフトバンク、Wireless City Planning、ウィルコム

番号	項目				提出された御意見	御意見に対する考え方(案)	意見提出者
	章	大項目	中項目	小項目			
95	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(2)新規参入事業者への軽減の在り方		新しい放送サービスの実施については、電波の有効利用および国民への利便性の供与、安心安全な国民生活に資するサービス、という観点より常に促進されるべきであり、従って、新しい放送サービスに対する料額設定において、従来の放送サービスと相違した設定をすることなく、既存の放送サービスと同様の軽減措置を適用すべき。	頂いた御意見は、総務省における今後の検討の際の参考として承ります。	エフエム東京
96	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(2)新規参入事業者への軽減の在り方		新規参入事業者に対する軽減措置の必要性・要求は高いことから、本報告書案にある課金開始時期の延伸、分納をする措置を今回の見直し時において適用されることを強く希望。また、軽減措置については、次回も引き続き議論をして頂くことを希望。	頂いた御意見は、総務省における今後の検討の際の参考として承ります。なお、軽減措置については、受益者負担を基本とする電波利用料制度の枠組みの中で、公益性に着目するのではなく、新規事業の存続・拡大を支援することを目的として負担を軽減することについては、公平性の確保の観点や、事業者間の競争に及ぼす影響などを考慮すると、免許人の理解を得ることは困難と考えます。	ジャパン・モバイルキャストینگ
97	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(3)被災した無線局への電波利用料の課金の在り方		被災した無線局に対する電波利用料の減免等、何らかの措置を講じることが必要であるとの考えに賛同。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。	東日本電信電話
98	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(3)被災した無線局への電波利用料の課金の在り方		被災した無線局の被災状況を勘案して電波利用料の軽減を可能とする法整備を要望。	被災により無線局が滅失、流出したにもかかわらず、一定期間内に廃局の手続が行われなかったため電波利用料が課金された事例があったため、このようなケースについては、報告書(案)においては「免許手続きにおいて何らかの措置を講じることが必要である」としています。	広島テレビ放送
99	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(4)防災行政無線の料額の在り方		一部の事業者が、公共性の高い国、地方公共団体の無線システムについて電波利用料の減免に関する見直しを要求しているが、国民の生命、財産の保護において一番矢面に立つ事を考慮すれば現免除は妥当なものであると考える。	頂いた御意見は、総務省における今後の検討の際の参考として承ります。	四国放送
100	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(4)防災行政無線の料額の在り方		防災行政用無線のデジタル化を促進する観点から、防災と地方行政の用途を区別することなく、防災行政用を目的とした無線局をデジタル化を実施したものについては料額を全額免除とすることもインセンティブになると考える。公平性の観点からすでにデジタル化を完了している地方公共団体についても全額免除とすべき。デジタル化の促進が目的であり、デジタル化の進捗状況をみて次期電波利用料制度見直し以降適切な時期に2分の1に戻すなどの措置を再検討すべき。	デジタル化のインセンティブとなるような料額の設定については、共益費用における無線局間の負担の公平性を踏まえて、その必要性について慎重に検討する必要があると考えます。	モトローラ・ソリューションズ
101	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(4)防災行政無線の料額の在り方		防災行政無線は、共益費用における無線局間の負担の公平性を踏まえて、電波利用料を全額免除するのではなく、全額支払うべきである。	実際の運用において防災の用途のみに使用されている防災行政無線について、電波利用料の全額免除の対象とすることについては、困難であるとの検討が行われたものです。なお、現在は、電波利用料額を2分の1とする措置がとられています。	ソフトバンク、Wireless City Planning、ウイルコム

番号	項目				提出された御意見	御意見に対する考え方(案)	意見提出者
	章	大項目	中項目	小項目			
102	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	3 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	(1)第4世代移動通信システム		第4世代移動通信システム用周波数を従来通りの扱いとすることは適当。次回以降の見直しにおいて、UHF帯の区分を3GHzより高い周波数まで広げることが適当かについては、以下の点に留意することが必要。 ・仮に、既存の料額や配分比率が、新たな電波利用システムに適用された場合、歳入総額が増大することとなり、歳入と歳出のバランスが崩れることになるので、そうならないような、料額、配分比率の見直しが必要。 ・3GHz超などの高い周波数帯の利用が想定される第4世代携帯電話システムの場合は、その周波数特性、高い周波数に対応した装置の開発や基地局等の設置に費用を要すること等を考慮した料額及び配分比率の設定が必要。また、3.4～3.6GHzについては第4世代携帯電話システムと他システムとの共用もあることも、料額の設定において十分考慮する必要がある。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 また、周波数帯の区分の在り方については、第4世代移動通信システムの導入状況等も踏まえ次回以降の料額見直しの際に改めて検討することが適当と考えます。	NTTドコモ
103	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	3 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	(2)携帯電話等を利用するスマートメーターやM2Mシステム		スマートメーターやM2Mシステムについて、一切、特別の扱いをしないこと、すなわち、スマートメーターやM2Mシステムに特化した減免処置を取らないことを意味するが、これは不適当である。	スマートメーターやM2Mシステムは、免許不要の無線システムを利用するものや携帯電話等の免許を要する無線システムを利用するものがありますが、こうち、携帯電話等を利用するスマートメーターやM2Mシステムなどについては、ICTインフラとして普及を促進する観点から、電波利用料の負担を軽減すべきとするものが大多数であったところ。このため、報告書(案)においては「携帯電話等を利用するスマートメーターやM2Mシステムなどについて」、「戦略的に電波利用料の負担を大幅に引き下げるのが適当」であり、その際、「無線局単位で課金しているb群についても、その負担分を周波数幅に応じて課金」する中で、課題解決を図ることが適当である」としています。ただし、M2Mシステムであっても常時映像を伝送する場合もありえることや携帯電話端末との区分の明確なルールを策定することは困難であるといった点から、端末種別によらず同一の取扱いとすることが適当と考えます。	個人(7)
104	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	3 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	(2)携帯電話等を利用するスマートメーターやM2Mシステム		「携帯電話等を利用するスマートメーターやM2Mシステムなどについては」、「戦略的に電波利用料の負担を大幅に引き下げるのが適当である」、との方針に賛同。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。	クアルコム・ジャパン、NTTドコモ、九州電力、情報通信ネットワーク産業協会、ケイ・オブティコム、STNet
105	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	3 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	(2)携帯電話等を利用するスマートメーターやM2Mシステム		スマートメーターやM2Mシステムについて、実際に適用される電波利用料がこの方針の通り大幅に引き下げられる事を期待する。	具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、本検討会としては、その際には、本検討会報告書を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることを期待しています。	クアルコム・ジャパン、ケイ・オブティコム
106	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	3 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	(2)携帯電話等を利用するスマートメーターやM2Mシステム		現行制度の考え方との関係を整理する中で、a群、b群相当額において最大限の電波有効利用インセンティブが働くように、算出方法、算出根拠及び条件の妥当性について十分な検討が行われる必要がある。	今後、総務省において行われる具体的な検討の際の参考として承ります。	NTTドコモ

番号	項目				提出された御意見	御意見に対する考え方(案)	意見提出者
	章	大項目	中項目	小項目			
107	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	3 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	(2)携帯電話等を利用するスマートメーターやM2Mシステム		スマートメーターにおける通信は、電波の利用量がかなり少ないことから、一般の携帯電話よりも大幅に軽減していただくよう要望する。	報告書(案)において、「携帯電話等を利用するスマートメーターやM2Mシステムなどについて」、「戦略的に電波利用料の負担を大幅に引き下げることが適当である」とされており、賛同意見として承ります。 その際には、スマートメーターやM2Mシステムであっても常時映像を伝送する場合もありえることや携帯電話端末との区分の明確なルールを策定することは困難であるといった点から、包括免許の携帯電話等の端末については、端末種別によらず同一の取扱いとすることを基本とすることが適当と考えます。	九州電力
108	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	3 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	(2)携帯電話等を利用するスマートメーターやM2Mシステム		M2Mシステム等、様々な分野での電波利用の推進が検討されているが、ITSもその一つであり、国民の安心・安全、新産業の創出等に資する端末、インフラの普及の観点から、報告書記載の通り、実用化、普及を加速させる制度設計をお願いしたい。	今後、総務省において行われる具体的な検討の際の参考として承ります。	トヨタ自動車
109	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	3 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	(3)ホワイトスペースを活用する無線システム		ホワイトスペースを活用した車車間通信のような新たなシステムの普及の観点からも、利用料免除も含めて報告書記載の通り、実用化、普及を加速させる制度設計をお願いしたい。	今後、総務省において行われる具体的な検討の際の参考として承ります。	トヨタ自動車
110	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	その他の意見			放送局の決算内容に応じて柔軟に電波料金を変えてはどうか。	電波利用料制度は、電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用を、その受益者である無線局免許人が公平に負担する制度であり、収益等に応じて負担を求めることは適当でないと考えます。	個人(3)
111	第4章 その他	(1)電気通信事業者の設置する免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収の是非			他の免許不要局との公平性や電気通信事業者間の公平性の観点等から、電波利用料の課金を検討することは時期尚早であるとの考えに賛同。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。	東日本電信電話、NTTドコモ、西日本電信電話、情報通信ネットワーク産業協会、ケイ・オプティコム
112	第4章 その他	(1)電気通信事業者の設置する免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収の是非			無線LAN基地局及び他の免許不要局の電波利用料徴収の是非については、今後も検討は継続するよう提言されることを要望。	頂いた御意見は、総務省における今後の検討の際の参考として承ります。	テレビ西日本
113	第4章 その他	(1)電気通信事業者の設置する免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収の是非			時期尚早とありますが、これでは課金が前提と解釈できるが、課金すべきでないということが今回の報告書の結論であることから、「他の免許不要局との公平性や電気通信事業者間の公平性の観点、さらには料額に対する徴収コストなどを踏まえると現状においては電波利用料を課金することは不適切である。」とすべき。	報告書(案)においては、「現状においては電波利用料の課金を検討することは時期尚早」と記載しており、課金を前提とした記述とは考えておりません。	モトローラ・ソリューションズ

番号	項目				提出された御意見	御意見に対する考え方(案)	意見提出者
	章	大項目	中項目	小項目			
114	第4章 その他	(1)電気通信事業者の設置する免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収の是非			電気通信事業者の設置する、免許不要の無線LAN基地局は、災害時には安否確認等の通信手段の一つにもなり、今後とも公的な場所や多くの方々利用される場所での整備促進や電波利用料徴収を行わない等、引き続きの支援をお願いする。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。	エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム
115	第4章 その他	(2)無線システムのグローバルな使用の進展を踏まえた料額設定の在り方			無線局単位で課金しているb群についても、その負担分を周波数幅に応じて課金し、電波有効利用インセンティブを一層高めることにより本課題を解決することについて賛同。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。	NTTドコモ
116	第4章 その他	(2)無線システムのグローバルな使用の進展を踏まえた料額設定の在り方			現行制度の考え方との関係を整理する中で、a群、b群相当額において最大限の電波有効利用インセンティブが働くように、算出方法、算出根拠及び条件の妥当性について十分な検討が行われる必要がある。	頂いた御意見は、総務省における今後の検討の際の参考として承ります。	NTTドコモ
117	第4章 その他	(2)無線システムのグローバルな使用の進展を踏まえた料額設定の在り方			携帯電話端末の海外で使用される場合のみならず、例えば「3～6GHz」の帯域を含む人工衛星局についても、本邦内に居住する利用者の需要に支障を与えない範囲において、外国間通信に使用されている局があり、今後グローバル市場での衛星回線需要増に伴い、外国間通信に使用する帯域はますます増えていくことが予測されており、無線システムのグローバルな使用の進展を踏まえた料額設定の在り方についても、今後の国際競争力を損なわないよう、広くご検討いただきたい。	頂いた御意見は、総務省における今後の検討の際の参考として承ります。	スカパーJSAT
118	その他				受益者負担という電波利用料制度の趣旨からすれば、業種ごとの負担と受益も一致させるべき。さもなければ、電波利用料制度の趣旨を電波という公共財を利用する行為に対する対価と位置付け直し、一般財源化等を検討するべき。	電波利用料制度は、電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用を、その受益者である無線局免許人が公平に負担する制度であることを十分に踏まえることが必要であると考えます。	個人(6)
119	その他				平成23年の電波法改正において、電波の経済的価値の反映が強まっているが、公共性の高い無線システムの排除に繋がる懸念から、経済的価値は過度に反映されてはならない。放送局の公共性は非常に高く営利事業としてのみの側面で捉えることは不適切であり、放送の社会的価値等を勘案した上で、電波利用料の軽減を図っていくべき。	報告書(案)において「a群の範囲については、次期の料額の見直しにおいても現行どおり電波利用共益事務の内容により決定することが適当」としております。	名古屋テレビ放送
120	その他				民放連は第4回会合で実施されたヒアリングにおいて、民放事業者205社を代表して意見陳述の機会を得たが、その時間は、移動通信事業者1社あたりの時間と同じ10分であったが、民放事業者205社には、テレビ単営社・ラジオ単営社・テレビとラジオの兼営社などが存在し、それぞれ異なる事業環境を有していることを考慮すれば、この対応は不公平感を抱かせるものである。今後は関係免許・事業者の意見を、よりきめ細かく、バランスよく聴取できる仕組みとするよう要望する。	ヒアリングは「電波利用料の見直しに関する意見募集」(平成25年3月6日～4月5日)への意見提出者から提出された意見内容の詳細を把握するために進めているものであり、公平性の確保の観点からいづれの意見提出者についても説明時間を同等の時間としたものです。	日本テレビ放送網、日本民間放送連盟、鹿児島讀賣テレビ、テレビ岩手、テレビ東京

番号	項目				提出された御意見	御意見に対する考え方(案)	意見提出者
	章	大項目	中項目	小項目			
121	その他				放送事業者の電波利用料額が、その売上額に比較して少ないとの指摘があるようだが、免許人の売上と料額を連動させることは、電波利用料制度を「税制」に変更することにほかならず、賛成できない。 また、「電波利用料」という名称が、売上や利益との相関を連想させている面があるので、例えば「電波監理料」「電波共益費」といった名称への変更も検討に値すると考える。	前段の御意見については、電波利用料制度は、電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用を、その受益者である無線局免許人が公平に負担する制度であることを十分に踏まえることが必要とした報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 また、名称についての御意見は、総務省における今後の検討の際の参考として承ります。	フジテレビジョン
122	その他				北海道の広大なエリアに放送を届けるため156局の中継局を整備し、住民の重要なライフラインとして維持・運用しており、電波利用料の見直しにあたっては、このような地域固有の事情にも留意していただきたい。	電波利用料の算定にあたっては、a群における負担分の算定の中で、無線システムごとに地域特性(都市部か否か)、出力等を勘案して、個別無線局に配分することとしているものです。	北海道テレビ放送
123	その他				特に人工衛星局については、一局に係る電波利用料額は非常に高額となるため、期間の途中で無線局を廃局した場合には、残期間に相当する電波利用料を還付する制度や、同一軌道・同一周波数を使用する衛星への更改の場合には、旧衛星の電波利用残期間分を新衛星に充当する制度の導入を要望する。	頂いた御意見は、総務省における今後の検討の際の参考として承ります。	スカパーJSAT